

## 令和5年度第2回南地域分科会次第

日時：令和6年2月22日（木）午後1時30分から  
会場：南行政センター 3階 大会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### 協議事項

- ①浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）のパブリック・コメントの実施について
- ②令和6年度中央区区政運営方針（南地域）について
- ③令和6年度中央区地域力向上事業（助成事業）の提案について

### 3 その他

- (1) ふれあい交流センター江之島リニューアルオープンについて
- (2) 次回の開催予定

第3回：令和6年3月27日（水）

【令和6年度】第1回：令和6年4月30日（火）

（午後1時30分から 南行政センター3階大会議室にて）

### 4 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項	■協議事項	□報告事項
件 名	浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年6月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、再編や認定こども園化などに関する市の考え方を示した。</li> <li>方針では「認定こども園化にあたっては、効果や課題などを検証し、今後の拡大について検討する」こととしており、先行的に実施する園を令和7年4月から開設するスケジュールとした。</li> </ul> <p>○策定における市の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちにより質の高い幼児教育・保育を提供するため、教育保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園を設置する。設置にあたり、現在、本市に市立の認定こども園がないため、新たに施設の設置条例（本条例(案)）を制定する。</li> <li>認定こども園は、調理室や園庭面積などの設備基準を満たす必要があることから、令和6年度に園舎を移転・新築し、基準を満たす佐鳴台保育園を先行的に実施する園として選定し、佐鳴台こども園へ移行する。</li> <li>使用料など保護者の負担に関する規定を含め、条例の内容は、現在の「浜松市立幼稚園条例」及び「浜松市立保育所条例」における、保護者に対するサービス内容を維持する。</li> </ul>		
対象の区協議会	全ての区の協議会（令和5年度第2回南地域分科会）		
内 容	<p>市の条例（案）のパブリック・コメントの実施について、概要を説明し、御意見を伺うもの。</p> <p>【案のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施する事業(第3条) <ul style="list-style-type: none"> <li>市立保育園及び市立幼稚園で実施している両方の事業を実施する（在園児に対する教育・保育、預かり保育、一時預かり事業、時間外保育（延長保育）等）。</li> </ul> </li> <li>定員及び開園時間(第5条、第6条) <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の佐鳴台保育園の定員140人に加えて、幼稚園定員6人を追加し、146人定員とする。</li> <li>開園時間は現在の佐鳴台保育園の保育時間に加えて、教育時間を設定する。 ※定員及び開園時間は規則で規定</li> </ul> </li> <li>保護者が支払う使用料（第7条） <ul style="list-style-type: none"> <li>「実施する事業」の使用料について、現在の金額と同額とする。</li> </ul> </li> </ol>		
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集期間：令和6年2月19日(月)～令和6年3月19日(火)</li> <li>市の考え方公表：令和6年5月以降</li> <li>条例施行(予定)：令和7年4月施行</li> </ul>		
担当課	幼児教育・保育課	担当者	原田 佳秀 電話 457-2117

# 浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)

## に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。  
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



### 1. 「浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)」とは

令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、市立の幼保連携型認定こども園を設置するため、浜松市立幼保連携型認定こども園条例を制定するものです。

### 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年2月19日(月)～令和6年3月19日(火)

### 3. 案の公表先

幼児教育・保育課、浜松市立幼稚園、浜松市立保育園、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載  
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

### 4. 意見の提出方法

意見書には、住所\*、氏名または団体名\*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	幼児教育・保育課(市役所本館2階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 幼児教育・保育課あて
③電子メール	<a href="mailto:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp">youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-457-2039 (幼児教育・保育課)

### 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年5月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

### 6. 問い合わせ先

こども家庭部幼児教育・保育課 (TEL 053-457-2117)

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）
<b>趣旨・目的</b>	令和5年6月策定の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、市立の幼保連携型認定こども園を設置することを目的とする。
<b>策定に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の浜松市包括外部監査において、「市立の就学前施設の再編を全体として、検討すべきである」「市立の就学前施設の在り方を検討するにあたり、認定こども園化を図ることも選択肢の一つとして思料される」との報告をいただいた。</li> <li>・令和5年6月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、再編や認定こども園化などに関する市の考え方を示した。</li> <li>・方針では、「認定こども園化にあたっては、効果や課題などを検証し、今後の拡大について検討する」こととしており、先行的に実施する園を令和7年4月から開設するスケジュールとした。</li> </ul>
<b>立案した際の実施機関の考え方及び論点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちにより質の高い幼児教育・保育を提供するため、教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園を設置する。</li> <li>・認定こども園は、乳児室・調理室の設置や園庭面積などの設備基準を満たす必要があることから、園舎を移転・新築し、設備基準を満たす「浜松市立佐鳴台保育園」を先行的に実施する園として選定し、「浜松市立佐鳴台こども園」へ移行する。</li> <li>・使用料など保護者の負担に関する規定を含め、条例の内容は、現在の「浜松市立幼稚園条例」及び「浜松市立保育所条例」における、保護者に対するサービス内容を維持する。</li> </ul>
<b>案のポイント</b>	<p><u>1 幼保連携型認定こども園で行う事業</u></p> <p>浜松市立幼保連携型認定こども園において実施する事業を規定する。</p> <p>①特定教育・保育、②特定子ども・子育て支援、③時間外保育、④一時預かり事業</p> <p><u>2 幼保連携型認定こども園の使用料</u></p> <p>浜松市立幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者が支払う使用料について規定する。</p> <p>※現在の市立保育園及び市立幼稚園における使用料と同額とする。</p> <p>①保育料、②預かり保育料(幼稚園型一時預かり保育料)、③延長保育料（時間外保育料）、④一般型一時預かり保育料</p> <p><u>3 幼保連携型認定こども園の定員及び開園時間</u></p> <p>浜松市立幼保連携型認定こども園の定員及び開園時間については、浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則で規定する（参考資料）。</p>

<b>関係法令・ 上位計画など</b>	<p>○関係法令</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、児童福祉法、浜松市立幼稚園条例、浜松市立保育所条例、浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針</p>								
<b>計画・条例等の 策定スケジュール (予定)</b>	<table border="0"> <tr> <td>案の公表、意見募集</td> <td>令和6年2月19日(月)</td> </tr> <tr> <td>意見募集の終了</td> <td>令和6年3月19日(火)</td> </tr> <tr> <td>市の考え方の公表</td> <td>令和6年5月以降</td> </tr> <tr> <td>実施時期又は施行時期</td> <td>令和6年10月公布 令和7年4月施行</td> </tr> </table>	案の公表、意見募集	令和6年2月19日(月)	意見募集の終了	令和6年3月19日(火)	市の考え方の公表	令和6年5月以降	実施時期又は施行時期	令和6年10月公布 令和7年4月施行
案の公表、意見募集	令和6年2月19日(月)								
意見募集の終了	令和6年3月19日(火)								
市の考え方の公表	令和6年5月以降								
実施時期又は施行時期	令和6年10月公布 令和7年4月施行								

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)
意見募集期間	令和6年2月19日(月)～令和6年3月19日(火)
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 幼児教育・保育課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

FAX : 053-457-2039

E-mail : [youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項									
件 名	令和6年度中央区地域力向上事業（助成事業）の提案について									
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業とは、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特徴を活かした事業や課題を解決する事業である。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>浜松市地域力向上事業実施要綱第8条第1項に基づき、助成事業の採択に当たっては、地域分科会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定する。</p>									
対象の区協議会	中央区協議会（令和5年度第2回南地域分科会）									
内 容	<p>応募のあった事業提案の採択に当たって、地域分科会の意見を伺うもの。</p> <p>&lt;提案事業&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>提案団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>熱い!!スポーツ寺子屋!! (in 遠州灘海浜公園-風車公園-)</td> <td>スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園-風車公園-プロジェクト</td> </tr> </tbody> </table>				No.	事業名	提案団体	1	熱い!!スポーツ寺子屋!! (in 遠州灘海浜公園-風車公園-)	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園-風車公園-プロジェクト
No.	事業名	提案団体								
1	熱い!!スポーツ寺子屋!! (in 遠州灘海浜公園-風車公園-)	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園-風車公園-プロジェクト								
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	地域分科会での意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体へ選考結果通知書を通ずる。									
担当課	南行政センター	担当者	森田・西脇	電話	425-1120					

## 令和6年度地域力向上事業（助成事業） 提案内容

No.	提案事業名			
	熱い!!スポーツ寺子屋!! (in 遠州灘海浜公園-風車公園-)			
	提案者	実施時期		
	スポーツ寺子屋in遠州灘海浜公園-風車公園-プロジェクト	令和6年4月～令和7年3月		
	事業目的			
	①スポーツ機会の向上（スポーツ振興） ②来園者の定着、愛着(=ロイヤリティ)創出、拠点の文化的価値向上 ③SNSによる情報発信により、遠州灘・中田島の魅力を全国へ発信する。			
	事業内容			
	■スポーツ教室の定期実施 実施日：毎月1回もしくは隔週 土曜日 早朝（9:00～10:30を想定） スポーツ：【レギュラー】バスケット、ボクシング 【不定期】野球、サッカーなど球技種目 ※アンケート結果で人気だった種目を実施 ※複数スポーツの同時開催・コラボ開催とし、1つの体育の授業の様にする。 ■SNS発信 「スポーツ寺子屋」のSNSコンテンツによる情報発信を年間通じて実施。イベント内容等の周知だけでなく、“遠州灘の魅力”を発信する。			
	実施場所	参加予定人数		
	遠州灘海浜公園-風車公園-	延べ480名（月40名）		
	提案回数	概算事業費	補助上限額	補助希望額
	3回目（補助上限25%）	800,000円	200,000円	200,000円
	経費			
	・報償費（講師謝礼等） 240,000円 ・需用費（チラシ印刷代、消耗品費等） 246,608円		・役務費（保険料） 30,000円 ・委託料 283,392円	
	審査結果	採択		
	審査意見（抜粋）			
	・ 1,2年目の反省を生かした事業提案がなされている。 ・ 今後の事業の継続性も視野に入れた提案がなされている。 ・ 今回の事業を通じて得たノウハウを広くPRし、スポーツとコミュニティによる人づくり、地域づくりの振興につながることを期待する。 ・ 参加者がさまざまなスポーツを体験できる、よいきっかけづくりの場となることを期待する。			
	その他			



※R5募集チラシ

# スポーツ寺子屋 夏

涼しい朝に スポーツで盛り上がる

開催日

7月8日±・22日± / 8月12日±・26日± / 9月9日±・23日±

in  
遠州灘  
海浜公園

かけっこ



幼児から参加OK!

どのスポーツでも使える

走り方教室!



Instagram



TOMORUN

ボクシング

初心者でも安心!

ミット打ちをやってみよう!



Instagram



大庭 宏之

バスケットボール

お手軽に始められる

中田島バスケ!



Instagram



浜松学院大学バスケットボール部

ヨガ

中田島でパークヨガです!

運動不足な方でもOK!

休日の朝を気持ちよく!



Instagram



安間さや香

参加費1教室 500円

お好きな教室を選んで参加できます

7月	8日(土)	●8:00~ヨガ	●8:45~バスケットボール	●9:30~ボクシング
	22日(土)	●8:00~ヨガ	●8:45~バスケットボール	●9:30~かけっこ
8月	12日(土)	●8:00~ヨガ	●8:45~ボクシング	●9:30~かけっこ
	26日(土)	●8:00~ヨガ	●8:45~ボクシング	●9:30~かけっこ
9月	9日(土)	●8:00~ヨガ	●8:45~ボクシング	
	23日(土)		●8:45~ボクシング	●9:30~かけっこ

寺子屋の様子はこちらから!



応募フォームはこちら!▶



Google form

連絡先

メール:sportsterakoya@gmail.com  
TEL:080-9800-8772

主催

スポーツ寺子屋in  
遠州灘海浜公園プロジェクト  
令和5年度浜松市南区 地域力向上事業



Twitter



SPORTSTERAKOYA

SNS活用の様子

**sportsterakoya** + ≡

**スポーツ寺子屋**  
 95 投稿    136 フォロワー    26 フォロー中

浜松スポーツ寺子屋  
 スポーツイベント  
 遠州灘の海風を感じ、中田島の開放された空間、素敵な場所と一緒に、スポーツをしましょう！！  
 毎月第2,4土曜日午前中に遠州灘海浜公園... 続きを読む  
[forms.gle/VySkkK9gucCmqh34A](https://forms.gle/VySkkK9gucCmqh34A)

プロフェッショナルダッシュボード  
 新しいツールが利用可能になりました。

プロフィールを編集    プロフィールをシェア

ストーリーズハイライト ▼

📱 📺 📷

🏠 🔍 + 📺 👤

SPORTSTERAKOYA  
 投稿

**sportsterakoya**  
 遠州灘海浜公園 風車

**4/8 (土)**  
 Thank you!

**ヨガ 8:45**  
 気持ちよく朝ヨガ!

**ボクシング 9:30**  
 パンチ!パンチ!

**かけっこ 8:45**  
 楽しく駆け抜けよう!

インサイトを見る    投稿を宣伝

Send message    Instagram >

♡ 💬 📌 🏠 🔍 + 📺 👤

スポーツ寺子屋の投稿インサイト



みなさんこんにちは!  
 2023年3月19日・長さ0:43

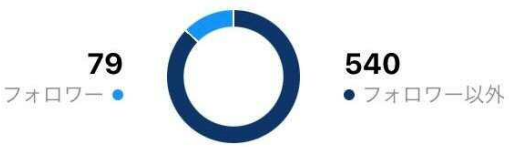
▶ 728    ❤️ 9    💬 0    📌 --    🏠 0

概要 ①

リーチしたアカウント 619

リーチ ①

619  
 リーチしたアカウント



再生

再生数 728

## 浜松市地域力向上事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業（以下「地域力向上事業」という。）について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

### (事業区分)

第3条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）  
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業  
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業  
地域の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業

支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業

(対象事業)

第4条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

3 前項の規定によるほか、助成事業については、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (2) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1つの区振興課又は行政センターのみに可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書

(第5号様式)(補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)

- 2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、市長が別に定める審査会(以下「審査会」という。)において、審議するものとする。

- 2 審査会においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業(以下「少額助成事業」という。)の場合は、第13条に規定する審査会(以下「少額助成事業審査会」という。)において、審議するものとする。
- 4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号)第4条に規定する区協議会(中央区及び浜名区にあつては、同条例第5条の2に規定する地域分科会)(以下「区協議会等」という。)に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する少額助成事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、区協議会等に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱(令和2年12月14日施行)に基づき行う。
- (2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業

は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、審査会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区協議会等で協議した上で、区ホームページ等で公表するものとする。

(少額助成事業審査会)

第13条 少額助成事業審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 少額助成事業審査会の構成員は、区振興課長又は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。

3 少額助成事業審査会の会議は、区振興課長等が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 少額助成事業審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、少額助成事業審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長等が少額助成事業審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。



別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	<b>地域資源の活用度</b>	1	2	3	4	5
	区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。					
2	<b>地域課題の明確性</b>	1	2	3	4	5
	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。					
3	<b>事業の妥当性</b>	1	2	3	4	5
	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。					
4	<b>公益性</b>	1	2	3	4	5
	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。					
5	<b>財政支援の妥当性</b>	1	2	3	4	5
	行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。					

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることができることとする。

別表2（第10条関係）

項 目		評 価		
1	事業目的の達成度	低い	普通	高い
2	地域資源の活用度	低い	普通	高い
3	地域への貢献度	低い	普通	高い
4	財政支援の妥当性	低い	普通	高い
5	費用対効果	低い	普通	高い